

第 3 回ホテル火災対策検討部会議事要旨（案）

1 日時

平成24年10月 2 日（火）14時から16時まで

2 場所

砂防会館別館会議室 3 階「穂高」

3 出席者

部会長	関澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
副部会長	小林 恭一	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
委員	荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
委員	安藤 勝	千葉県消防局予防部長
委員	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会事務局長
委員	小川 健司	広島市消防局予防部長
委員	木下 健治	弁護士
委員	清沢 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会理事
委員	志田 弘二	名古屋市立大学建築都市デザイン学科教授
委員	古舘 謙護	盛岡地区広域消防組合消防本部消防次長兼予防課長
委員	増田 優人	京都市消防局予防部長
委員	山崎 登	日本放送協会解説主幹

（事務局）

消防庁 予防課長 渡邊、違反処理対策官 大嶋、設備専門官 守谷、企画調整係長 齋藤、
設備係長 竹本、企画調整・制度・防災管理係 亀山、岩佐、緒方、設備係 伊藤、尾上

4 配付資料

資料 1 前回（平成24年第 2 回）の議事要旨（案）

資料 2 中間報告（案）

5 議事要旨

（1）前回議事要旨の確認

事務局より議事要旨（案）について説明したところ、委員から特段の意見はなかった。10月 9

日（火）までに修正意見等があれば事務局まで連絡することとされた。

（２）中間報告（案）について

- ・ 誰が消防機関に通報したのか。自動火災報知設備の作動状況はどうだったのか。従業員はどのような情報伝達活動をしたのか。

→ まだ火災原因調査が継続しており、従業員の証言も完全に固め切れている段階ではないため、引き続き調査をしていきたい。通報者はタクシーの運転手であったと聞いている。

自動火災報知設備については、鳴動していたという証言もあれば、していなかったという証言もあるため最終的に固めていきたい。受信機については、木造部分と耐火造部分の２つの系統に分かれて設置されていたが、連動していなかったということもあるため、どのように機能したのかということは今後詳細に確認していく段階である。

- ・ 今回の火災を受けて国土交通省でも調査をしているので、建築基準法上の違反状況について、紹介できるものがあれば報告していただきたい。

→ 点検結果の総数は１８４０件であり、そのうち違反を把握したものについては８６７件で４７．１％という状況であった。

- ・ 今回の福山市のホテルの３つの違反は重大な違反として考えた方が良いのか。それともよくあることという程度のもので、その後調査に行かなかったのか。消防の判断としてはどうだったのか。

→ 今回の３つの違反は重大な違反に分類されるものではないと考えるが、繰り返しの違反であり、毎回この違反が指摘されながら指摘だけで終わっていたということが課題である。

- ・ 防火対象物定期点検報告制度は、適マーク制度が廃止になった原因になっているなど重要な位置づけであるため、各種規制についてまとめている部分に少し触れていただきたい。

→ 防火管理の項目の中か、別立てをして入れるようにしていきたい。

- ・ 福山地区消防組合における検証結果が記載されているが、査察規程に基づき計画するという意識が希薄であったとのことであるが、複数の視点から確認するためのダブルチェック体制はなかったのか、それともあったにも関わらず何らかの理由でその体制がうまく働いていなかったのか。

→ ダブルチェック体制がなかったというわけではないが、結果として計画した査察計画が複数の目でチェックされていなかったようである。

- ・ 火災危険性が高い防火対象物について査察漏れがないようにということであるが、重点的・効率的な査察を実施していくためには、当然、分母、全体をどこに置くかということが非常に重要になると考える。火災危険性が高い防火対象物ということになると、一般住宅のようなところが圧倒的に火災危険性が高いと考えるが、事務局としてどのように考えているのか。

→ 住宅の場合は所有されている方の責任というところがあるため、火災の危険性を単純に比較で

きないというところがある。やはり不特定多数の方が利用される防火対象物で、責任のない方が亡くなれるということは、あってはならないことであるため、そういうところをしっかりと押さえるとするのが重要であると考えている。

- ・ 査察について危険性のある対象物に重点をおいて実施することや、特に建築構造関係やたて穴区画関係が現行法令に適合していない場合は、既存不適格であるかどうかは関係なく危険性のある対象物として位置づけようということは非常に良いと考える。このことを国土交通省の調査結果とリンクさせてより説得力のあるように書いていただきたい。

- ・ まず違反や危険な建物というのをどのように把握するかということが大事であり、把握していなければ何もできない。点検結果報告書等は提出されていたのか。

→ 今回のホテルの場合、消防用設備等点検結果報告書は提出されていない。

- ・ 消防用設備等点検結果報告書が出ていないようなところをなぜ何もしなかったのか。少なくともその状況ぐらいは把握できるのではないか。まずそうした状況をしっかり把握することが大事である。

→ 前回の立入検査結果があればそうした状況もわかるわけであるが、防火対象物や消防用設備等の定期点検報告制度を活用し、これらの報告が出ていないということを1つの指標として、人命危険の高い対象物としてリストアップし検査頻度を上げていく。このようなことを立入検査の計画を作成する際に行う必要があり、実効性の高い査察になるよう改正していきたい。

- ・ 最近の様々な火災の中で立入検査の問題はいろいろと指摘されてきたが、やはり立入検査はめり張りをつけて実施していただきたい。また立入検査の対象として新しい業態の施設についても関心を持って査察の目を向けて欲しい。

→ 最近では特にカラオケボックスや個室ビデオ店等の火災のように、火災が起きてからの法改正等の対応となっているため、新しい業態についても対応してもらえよう何らかの形で入れていきたい。なお、各消防本部において発見した新しい業態については、全国消防長会などで意見交換をする中で情報共有している。

- ・ 建築部局との情報共有については、具体的にどのような方法で実施していくのか教えていただきたい。

→ 建築部局と消防部局で連携が取れている先進事例もあるため、そうした先進事例を踏まえて国土交通省とも調整し、全国に広めていけるよう示していきたい。

- ・ 平成15年の法改正のときに防火対象物の定期点検報告制度を導入し、それに伴い当時あった適マーク制度を廃止した。今回は当時あった適マーク制度を再評価し、新たな表示制度を設けて統一性を図り、社会的に受け入れやすい誤解のないものとするために総務省令で定めている防火対象物定期点検報告制度の表示を改正しようとしている。平成15年に行った法改正とベクトルが逆

になるような制度が提案されていると考える。

おそらくその方が正しいという前提に立ったとしても、やはり10年間実際に今の制度を運用してきたため、かつての適マーク制度と防火対象物定期点検報告制度について検証し、その検証結果を踏まえて制度の提案をするというのが順番ではないか。

消防章の中に「適」という漢字を書くというマークは、平成15年までは社会で広く活用されていた。一度完全に廃止されて、数年後に防火対象物定期点検の特例認定の表示マークとして復活し現在に至っている。今度そのマークを別の意味を持つものに変えようということであり、一般の利用者から見ると、同じようなデザインのマークが違う意味を持って登場してくることになるため、混乱を招かないよう十分な検討が必要ではないか。

防火対象物定期点検報告制度については消防法に規定されており、何らかの違反が生じ特例認定取り消すときには、行政手続法で聴聞の機会を与える等といった厳重な行政手続が制定されている。これはかつて適マーク制度が運用されていたころとは違う1つの社会の変化である。そういう意味では、もし新たな表示制度を設ける場合には、何らかの形で法的根拠を持たせる必要があるのではないか。条例で各自治体が定めるようにするという方法もあるが、通知だけで行うのは良いのかという疑問を持っている。

→ 防火対象物定期点検報告制度については、今回点検制度そのものを変えるのではなく、あくまで表示に係る部分であるため、どのようにすれば的確に検証ができるのか検討していきたい。マークについてもどのように整理するのが良いのか十分検討していきたい。

また、適マーク制度については通知で要綱を定めており、各消防本部で改めて要綱を定めて実施されていた。最近このような通知による行政はいかがなものかという議論もあり、法制化をした方が良いのではないかという考え方もある。この報告書の中で方向性を具体的に示し、どのような方法が最も適当なのか十分検討した上で方策を決定していきたい。

- やはり適マーク制度の再評価というのはぜひ進めていただきたい。中身が違っている制度で同じようなマークがあり紛らわしいというのはそのとおりだが、少し乱暴な言い方をすれば一般人にはマークが変わったことはあまり知られておらず、混乱があるとすれば消防関係者やホテル業界等の関係者だけではないか。関係者への周知をうまく進めていけば、混乱は少なく済むのではないか。

たて穴区画や建築構造などを評価するというのは、ぜひ進めていただきたい。

防火対象物定期点検報告制度を残すことについては、どのような意味があるのか教えていただきたい。

→ 防火対象物定期点検報告制度については、表示ができるという制度でもあるが、もともとは事業所の関係者が定期点検を行い報告するというのが制度の趣旨である。今回の表示を知ってもら

うという制度とは直接は関係しないため、今この制度が要らないということにはならないのではないか。ただし、さらに表示が増えることにはなるため、複雑になり混乱するという部分はある。表示については何らかの調整をしていかなければならないが、防火対象物を点検するという制度は必要ではないかと考える。また、新たな表示制度については、ホテル・旅館等を対象にしており、防火対象物定期点検報告制度については、ホテル・旅館等以外についても対象としていることもある。ただし、どのような形で表示制度を実施していくかということについては、9年前と近年の様々な状況も違うため、十分検討していきたい。その上で今回の報告書でまとめている趣旨が反映できるような制度を実現していきたい。

- ・ 防火対象物定期点検報告制度により適マーク制度を廃止した時期と今の時期で何が一番違うのかと言えば、インターネット社会になったという点ではないか。現在ではホテル・旅館等に泊まろうと思えば、まずインターネットで調べてからというような時代になっている。報告書にもインターネットの時代の新たな表示制度というようなことを入れた方が良いのではないか。

→ インターネット時代に適応したやり方を考えるべきであるという趣旨を入れるようにしていきたい。

(3) その他

次回の検討部会の日時等については、後日改めて調整することとされた。